外国人看護師候補者就労研修支援事業

〇目的

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的とする。

〇補助対象

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者(看護師免許取得から1年を経過しない者を含む。以下同じ。)の受入施設が実施する日本語習得支援事業及び就労研修支援事業

〇補助基準額

下記(1)と②により算出された額の合計額

① 日本語習得支援事業

日本語学校等への就学や日本語講師の招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるための事業

外国人看護師候補者1人当たり 117,000円

② 就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修を行う事業

受入施設 1 箇所当たり

461,000円

〇補助対象経費

指導者経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料)、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費

〇補助額

補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して、少ない方の額の範囲内